

電子契約サービス提供業務（長期継続契約）公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、「電子契約サービス提供業務（長期継続契約）」に係る契約の相手方となる事業者の選定について必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 電子契約サービス提供業務（長期継続契約）
- (2) 業務内容 町の契約業務について、電子契約サービスを導入・利用することにより、業務の効率化及び契約相手方の利便性の向上を図る。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和10年9月30日まで
令和7年10月1日から電子契約の運用開始とするが、令和7年9月1日から本番環境でテスト利用ができるよう体制を整えること。

3 委託料の上限額

2, 211, 000円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

内訳）導入費用 1, 023, 000円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

利用料 1, 188, 000円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

※利用期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までの36月とする。

※見積書を提出する際は、内訳の金額をそれぞれ超えてはならない。

令和7年度の上限額

導入費用 1, 023, 000円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

利用料 198, 000円（消費税額及び地方消費税の額を含む）

4 実施形式 公募型

5 スケジュール

令和7年4月25日（金）	町ホームページで公募開始
令和7年5月16日（金）	質疑の提出期限
令和7年5月23日（金）	質疑に対する回答期限
令和7年6月6日（金）	参加申込の期限
令和7年6月13日（金）	参加資格確認結果の通知期限
令和7年6月20日（金）	プレゼンテーション審査
令和7年6月下旬	プレゼンテーション審査結果通知

6 参加資格

次に掲げるすべてに該当する者であること。

- (1) 町の令和6・7・8年度競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。又は、資

格確認書類を提出し参加資格を認められた者であること。

- (2) 町から現に指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをしている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはそのすべての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 質疑の提出

- (1) 提出方法 仕様書等に関する質問がある場合は、電子メールで質疑書（様式1）を提出すること。PDF形式で作成すること。
※電子メール以外の方法による質疑は受け付けない。
※提出後、受信できているかの確認を電話で行うこと。
- (2) 提出期限 令和7年5月16日（金）17時（必着）
- (3) 提出先 篠栗町財政課契約係
メールアドレス keiyaku@town.sasaguri.lg.jp
電話番号 092-947-1149

8 質疑の回答

- (1) 回答方法 町ホームページに回答を掲載する。
- (2) 回答期限 令和7年5月23日（金）17時

9 参加申込

(1) 提出書類

プロポーザルに参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び篠栗町財務規則等の各規定を理解した上で、次の書類を PDF 形式で電子メールにより提出すること。

※電子メール以外の方法による参加申込は受け付けない。

※提出後、受信できているかの確認を電話で行うこと。

ア 参加申込兼誓約書（様式 2）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 価格見積書（任意様式）

導入費用と利用料に分けて記載すること。利用料は月額が分かるように記載すること。

エ 資格確認書類（令和 6・7・8 年度競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ提出すること）

- ・法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- ・個人にあつては、身分証明書
- ・法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、県税（法人事業税）、市町村税に未納の税額がないことの証明書（特定年度の納税証明ではなく、指定した税金について書類提出時において滞納がないことを証する証明書）
- ・個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、県税（個人事業税）、市町村税に未納の税額がないことの証明書（特定年度の納税証明ではなく、指定した税金について書類提出時において滞納がないことを証する証明書）

(2) 提出期限

令和 7 年 6 月 6 日（金） 17 時

(3) 提出先

篠栗町財政課契約係

メールアドレス keiyaku@town.sasaguri.lg.jp

電話番号 092-947-1149

10 参加資格確認結果の通知

(1) 交付書類

参加資格確認結果通知書

(2) 通知方法

通知期限までに電子メールで通知を行う。

(3) 通知期限

令和 7 年 6 月 13 日（金） 17 時

11 企画提案書作成

次のとおり企画提案書を作成すること。

(1) 実施体制等について

ア 会社概要

イ 業務実績（他の自治体での町と同規模又はそれ以上の業務実績）

- ウ 実施体制（当該業務の管理責任者、実施・連絡体制図、工程表など）
- (2) 電子契約サービスの内容について（デモンストレーション用資料とすること）
 - ア 電子契約サービスの概要
 - イ アカウント作成、権限、閲覧制限、データ容量について
 - ウ メール誤送信を防止するための対策
 - エ データ移行が必要となった場合の対応
- (3) 導入支援について
 - ア マニュアル・業務フローの作成
 - イ 例規の制定・改正
 - ウ 職員及び事業者向け説明会の開催（各1回）
- (4) 保守体制について
 - ア 操作方法の問い合わせ
 - イ システム障害などへの対応
- (5) 自由提案（他のシステムとの連携など）

1.2 プレゼンテーション審査

- (1) 実施日 令和7年6月20日（金）
- (2) 実施方法 オンラインによる。
詳細については、各参加申込者へ電子メールで連絡する。
- (3) 提案時間 30分以内（デモンストレーションを含む）
提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加は認めない。
- (4) 質疑応答 20分以内

1.3 審査方法

本実施要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、プロポーザル審査委員会が審査を行う。

1.4 審査結果の通知

- (1) 交付書類
プロポーザル審査結果通知書
- (2) 通知方法
プレゼンテーション審査を受けたすべての参加者に電子メールで通知する。
- (3) 通知時期 令和7年6月下旬

1.5 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え、追加及び削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない
- (4) 町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1.6 情報公開及び提供

町は参加者から提出された企画提案書等について、篠栗町情報公開条例（平成13年条例第23号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示とする場合がある。

なお、プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

1.7 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費はすべて提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合においてプロポーザルに要した費用を町に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかにその旨を担当課あてに電子メールで通知すること。（様式は任意）

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 価格見積書の金額が本実施要領の「3 委託料の上限額」を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、受託先にあらかじめ通知することにより、町はその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 申請者は、プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、町は契約を変更又は解除することができる。

18 問い合わせ先

篠栗町財政課契約係

メールアドレス keiyaku@town.sasaguri.lg.jp

電話番号 092-947-1149